

人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

第6回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成20年2月19日（火）10：00～12：10
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、浅井専門委員、斎藤専門委員、鈴木専門委員、野島専門委員、審議協力者（総務省、経済産業省、国土交通省、東京都、東京都教育庁、神奈川県）、諮問者（會田総務省統計審査官）、調査実施者（神代文部科学省生涯学習政策局調査企画課長）他
- 4 議 題 平成20年に実施される社会教育調査の計画について

5 概 要

- (1) 阿藤部会長等の挨拶に引き続き、廣松委員が部会長代理に指名された。
- (2) 諮問第6号「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」の趣旨、今後の検討スケジュール、調査の計画内容の説明が行われた。その後、部会長から計画内容等に関する論点を示され、論点に沿って審議が行われた。

(3) 調査の統合について

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備という観点から、これまで、社会教育調査（指定統計）と密接に関連する統計報告の徴集として実施してきた「生涯学習・社会教育施設調査」（承認統計）を統合し、一体的に調査することを計画している。

ア 主な意見は、以下のとおり。

- ・ 調査を統合すると、体育施設調査に民間体育施設を含めることとなるが、母集団情報の把握を適切に行えば問題ない。
- ・ 前回答申での課題への対応という点では、評価をしたい。この調査は、3年周期なので、次回調査の実施年である平成23年は経済センサスの実施年でもある。その両方にとって、今回の調査の母集団名簿は重要な情報となるので、母集団情報の整備という観点からも正確な調査を実施してもらうことを希望する。
- ・ この調査は、施設（ハード）が中心となっており、利用者の状況などのソフトの部分が薄い。また、経済面からの把握も重要であると考ええる。

イ 審議の結果、調査の統合については妥当であるとされた。なお、意見のあったデマンドサイドに立った調査の必要性は認められる。これについては、今後の課題とすることとされた。

(4) 調査の新設について

従来、今回統合を予定している「生涯学習・社会教育施設調査」（承認統計）で把握していた「文化会館」に関する調査を本調査に移行させるとともに、今回新たに、地域における生涯学習の中心機関として設置されている「生涯学習推進センター」を把握する調査を実施することを計画している。

ア 主な意見は、以下のとおり。

- ・ 「生涯学習推進センター」とは、これまでの慣習で、都道府県立の施設と認識されており、市町村立のものについては「生涯学習センター」とよんでいる。
生涯学習という名称が含まれていなくても、生涯学習センターの機能を持った施設があり、それらを含めないと実態に反した統計になってしまう。
- ・ 都道府県立の生涯学習推進センターは把握できるが、市町村レベルになると様々な施設があるので、把握は非常に困難である。都道府県立の施設はぜひ調査してほしい。
- ・ 施設の機能を定義に用いると線引きがあいまいになる。「条例で設置している施設」とか「施設の名称」で区切る必要があると思う。

イ 審議の結果、調査の新設については妥当であるが、調査対象施設の定義について整理が必要であるとされた。

(5) 調査対象の拡大について

これまで教育委員会所管の施設のみ対象となっていた青少年教育施設、女性教育施設等について、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加することを計画している。

ア 主な意見は、以下のとおり。

- ・ 青少年教育施設、女性教育施設については、このような形で首長部局を調査対象に加えて両方を把握する必要がある。妥当だと思う。
- ・ 調査対象の拡大は必要。ただ、首長部局の施設では、例えば「青少年婦人会館」というような施設もある。どちらに含めるか整理が必要になると思う。

イ 審議の結果、調査対象の拡大については、整理する点はあるが、おおむね妥当とされた。

(6) 調査事項の追加について

- ・ 調査項目の追加に当たっては、アクティビティの面から、施設に付随するレストランや駐車場等の経済的な機能を把握することも必要と考える。

①施設の建築年・建築物の構造別の把握について

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 耐震化については、建築の専門家の意見も聞いて、再検討する必要がある。
- ・ 建築年が古くても耐震化対策していれば大丈夫ということもあるが、この調査項目ではそれがわからない。また、災害時の避難場所という意味では学校もそうだが、(学校を調査する)学校基本調査の調査項目との整合を図る必要もあるのではないか。

②学級・講座の学習内容別区分の細分化について

ア 主な意見は、以下のとおり。

- ・ 報告者負担について、地方公共団体の担当者等の意見を十分聴取してほしい。
- ・ 今回の学習内容の分類は、何を根拠として細分化しているのか。
- ・ 学習内容には日本標準産業分類や職業分類のような国際的な分類はないのか。可能な限り独自分類は作らず、国際分類等に準拠することが望ましい。
- ・ 調査票のレイアウト、記述等は申告者が記入しやすいよう工夫してほしい。

イ 審議の結果、学級・講座の学習内容別区分の細分化は妥当であるが、学習内容別区分の精査が必要であるとされた。

③ボランティアについて

社会教育・生涯学習を支えるボランティアについての調査項目を充実させ、社会教育施設等におけるボランティア活動の実態を把握することを計画している。

ア 主な意見は、以下のとおり。

- ・ ボランティアそのものの定義だが、ボランティアとはその施設でのボランティアと、地域へ出て行くものがある。今の定義のままだと前者だけしか調査対象とならないが、後者も重要だと考える。あまり施設ボランティアに軸足を置かないほうがよい。
- ・ 調査でとらえられるのは施設でどのような活動をしているかではないか。
- ・ ボランティアの活動について、提供時間等で把握することも必要ではないか。
- ・ 活動時間での把握は難しいのではないか。ボランティアがないと施設の運営が立ち行かないような場合と、ボランティア活動自体に意味があるような場合がある。

青少年教育施設、女性教育施設についても独自の項目立てが必要ではないか。

イ 審議の結果、ボランティア活動状況の項目追加については妥当であるが、活動内容の選択肢について整理が必要とされた。

(7) その他

今回、整理等を求めた事項及びオンライン調査の導入以降の残された論点については、次回部会で審議することとなった。

6 次回予定

次回部会は3月13日(木)10時から総務省第2庁舎(若松町)3階会議室で開催することとされた。

第7回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成20年2月27日（水）13：00～15：30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、大久保専門委員、兒玉専門委員、齋藤専門委員、中村専門委員、審議協力者（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、東京都、神奈川県）、諮問者（會田総務省統計審査官）、調査実施者（中野厚生労働省保健統計室長）他

4 議 題 平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

5 概 要

（1）第5回人口・社会統計部会の結果の概要及び第6回統計委員会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。

（2）第6回統計委員会において関心の高かった「医療施設の経営項目」について、厚生労働省から、医療施設の経営項目の把握状況について説明が行われた。

ア これに対し、委員から出された主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 経営状況を把握するには、詳細な項目が必要であるが、これを診療機能の把握を目的とする医療施設調査の中に加えるのは、記入者の負担が大きいため、経営項目の把握を予定している経済センサスで対応するのがよいのではないか。

医療施設の経営状況については、経済センサスにより、5年ごとに母数となる数字を把握し、医療経済実態調査により、中間年の状況をサンプル調査する方法が考えられる。

- ・ 医療施設調査は医療の提供状況を整理するものであり、医療施設の経営項目については、医療施設調査とは別に調査を行うのが適当ではないか。

イ これらの意見を踏まえて、医療施設の経営項目については、医療施設調査において把握するのではなく、他調査の情報を利用することが適当であり、リンケージなど利用のあり方については、基本計画部会において、医療に関する統計の体系に関する議論の中で、検討を行っていただくとする、前回の整理が再確認された。

（3）前回部会において出された意見及び質問について、厚生労働省から補足説明が行われた。

① 労働時間の把握について

ア 厚生労働省の説明に対して、委員から出された主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 総労働時間の把握が困難な理由として、記入者負担を挙げることには疑問がある。むしろ、常勤換算による把握の方が、記入者負担が大きいのではないか。

人的資源について調べる場合は、どのように稼働しているのかが重要なので、実人員と労働時間を捕捉し、それによって常勤換算を計算するというのがよいのではないか。

- ・ 医療施設調査における常勤換算は、各医療施設が定めた1週間の勤務時間を基に行われるようであるが、これでは施設により違いが生じるのではないか。

イ 審議の結果、労働時間の把握については、今回調査における対応は困難であるため、中長期的な検討課題とされた。

② 従事者数について

ア 厚生労働省の説明に対して、委員から出された主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 次回の平成 23 年の医療施設調査は、経済センサスの実施と重なる。従事者数については、医療施設調査では、常勤換算により把握し、経済センサスでは、実人員で把握するというようにすみ分けを行うなど、経済センサスの検討の際には、両調査で重複が生じないように、これまでの議論をどのように反映させるか検討する必要がある。

また、両調査については、15 年に一度、調査時期が重なるが、その中間はどのようにするのか、中長期的に考えていく必要がある。

- ・ 医師・歯科医師・薬剤師調査では、主な勤務地の状況しか把握できない。地域ごとの男女別の医師不足の状況をみる上で、医療施設調査で把握することが必要と考える。

イ 審議の結果、従事者数については、次回調査以降、他調査との関連において重複が生じないように、検討に当たって留意することとされた。

また、地域ごとの男女別の医師不足の状況を把握する観点から、医療施設調査において男女別の医師数を把握することは適当とされた。

(4) 医療施設調査の追加論点について

① 調査票の様式について

調査実施者から、調査票の文字を大きくする、調査票への注意書き・記入例の追加などの改善策が示され、これに対する意見はなかった。

② 記入者負担の軽減等について

ア 主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 一般診療所について、高額医療機器の導入状況を把握する必要があるのか。
- ・ 一般診療所に高額医療機器が少ないということが、医療施設調査により分かることに意義がある。
- ・ 一般診療所における高額医療機器の導入状況について、経年変化を把握できるよう、調査項目とする必要があるのではないか。

イ 審議の結果、一般診療所に導入されている高額医療機器の数は少ないが、全体の普及状況や経年変化を把握する観点から、調査事項とすることが適当とされた。

(5) 患者調査における前回統計審議会の「課題への対応」について

① 副傷病の把握について

ア 主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 副傷病の把握は、国民の疾病構造を知る上で重要であるが、記入者負担もある。今回は、生活習慣病予防対策等の推進に向け、生活習慣病及び精神疾患に限定して把握する方法が妥当と考える。
- ・ 重要と思われる傷病があれば、今後、追加していけばよい。
- ・ 調査票を診療科別のものとするれば、選択肢として記載する副傷病の範囲を抑えることができるのではないか。

イ 審議の結果、把握する副傷病の範囲については、状況に応じて変更が可能なものであることから、記入者負担を考慮し、今回調査では、生活習慣病及び精神疾患に限定して、

副傷病を把握することが適当とされた。

② 標本設計について

平成 17 年調査における「病院入院（奇数）票」の抽出率の変更については、変更前後で標準誤差率に大きな差がないことから、問題はないことが確認された。

(6) 患者調査の「調査事項」について

ア 主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 外国人の患者数の把握については、外国人が増加していることを踏まえると必要かもしれないが、カルテには患者の国籍まで記載されていないと思われるので、難しいのではないかと。
- ・ 「過去の入院状況」については、記入者負担を考慮すると、「入院票」及び「退院票」の双方で把握するのがよいか、いずれか一方に限定するのがよいか、判断が難しい。
- ・ 「退院票」については、調査項目が多いことや、対象客体数が多い大病院では、記入の負担が大きいとの意見があることから、「過去の入院状況」については、「入院票」により把握することで問題はないと考える。
- ・ どのような疾患について、セカンドオピニオンが利用されているのかに関する情報は重要と考えるので、この把握を今後の検討の課題としてほしい。

イ 審議の結果、「過去の入院状況」については、記入者負担を考慮し、今回調査では、より多くの推計患者数の把握が可能である「入院票」において把握することが適当とされた。セカンドオピニオン等の取り扱いについては、今後の課題とされた。

6 次回予定

次回部会は3月 13 日（木）13 時から総務省第 2 庁舎（若松町）6 階会議室で開催することとされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>